

# 事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	不妊に悩む方への特定治療支援事業 (旧：特定不妊治療費助成事業)			事業コード	2468
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	阿部 由加里	内線番号	6214
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (002-11)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 20 年度	
根拠法令等	特定不妊治療費助成事業実施要綱			

### (2) 事務事業の概要

子どもを希望しているものの、子どもに恵まれない為不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療のうち、治療費が高額である体外受精及び顕微授精について、その治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

夫婦の 10 組に 1 組が不妊といわれ、不妊で悩む夫婦の増加と少子化が問題となっている。また特定不妊治療は保険適応外であり、1 回の治療費が 30～50 万と高額で、長期にわたる場合も多い為、夫婦の経済的な負担や心理的負担の軽減を図る必要がある。平成 20 年 4 月の中核市移行に伴い、県から移譲され開始となった。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

国の 21 年度追加経済対策として 1 回あたりの助成金額の上限が 10 万円から 15 万円に拡充された。また国の要綱改正に伴い、H23 年度から新たに「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業」と名称変更の上、申請初年度のみ 1 年度あたりの助成を年 2 回から 3 回に拡充（ただし通算 10 回、5 年間を超えない）される。

また本事業によって経済的負担の軽減は図られているが、治療後の妊娠率がまだまだ低いことから、助成回数や通算年数、金額について増やして欲しいという声が寄せられている。

## 2 事務事業の実施状況 (Do)

### (1) 対象（誰が、何が対象か）

法律上の婚姻をしている夫婦で次の要件を全て満たすもの。①夫婦のいずれか一方又は両方が盛岡市に住所を有すること。②特定不妊治療以外に妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。③夫及び妻の前年の所得の合計額が、730万円未満であること。④指定医療機関で特定不妊治療を受けていること。

### (2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 特定不妊治療費助成申請件数	件	175	202	230	219	260
B						
C						

### (3) 23年度に実施した主な活動・手順

国の要綱改正に伴い、23年度より事業名を「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業」に変更。また申請初年度のみ1年度あたり年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に、通算10回、5年間を超えない範囲で、特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで助成する。

### (4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 特定不妊治療費助成受給件数	件	175	202	230	219	260
B						
C						

### (5) 意図（対象をどのように変えるのか）

不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して不妊治療等の対策をとることができる。

### (6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 助成給付率（申請件数/受給件数×100）	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	100
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

### (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	① 国	千円	12,824	14,011	12,419	14,744
	② 県	千円	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0
	④ 一般財源	千円	12,188	13,673	12,419	14,426
	⑤ その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	25,012	27,684	24,838	29,170
人件費	⑥ 延べ業務時間数	時間	904	1,038	1,000	892
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	3,616	4,152	4,000	3,568
計	トータルコスト A+B	千円	28,628	31,836	28,838	32,738
備考 次年度清算に伴う返還金含む						

### 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

#### (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

##### ① 施策体系との整合性

不妊で悩む夫婦や少子化時代に対応した支援として、上位基本事業の成果向上に有効である。

##### ② 市の関与の妥当性

法定事務である。

##### ③ 対象の妥当性

法定事務である。

##### ④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

#### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

不妊の要因は様々であり、高度生殖医療は著しく進歩したものの、妊娠率は期待されているものよりも低いのが現状であり、成果の向上余地はない。

#### (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

国の定めた対象者に助成している。また助成金の上限額を1回あたり15万円とし、上限額を超えた治療費については受益者負担となっており、公平・公正である。

#### (4) 効率性評価

国の定めた助成額に基づいて助成しているため、事業費の削減はできない。また、不妊は夫婦にとって極めてデリケートな問題であり、プライバシーの保持という観点からも最低限の人員で処理している為、人件費の削減も不可能である。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

### (1) 改革改善の方向性

不妊に悩む夫婦が、経済的な理由で子どもをあきらめることがないように、対象者には十分に事業の周知を行う。

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

年々、不妊に悩む夫婦が増加していると言われるが、具体的な対象者の状況などを把握しにくい状況である。

## 5 課長意見 . . . . .

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

不妊に悩む夫婦が、経済的な理由で子どもをあきらめることがないように、また、少子化対策としても有効な事業である。

#### ○方向付けの理由と改革改善の内容

不妊治療のうち、治療費が高額である体外受精及び顕微授精について、その治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る本件事業は今後も必要な事業である。